

長野地区社会保障推進協議会ニュース

長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。(活動地域：長野市、上水内郡)



現金なくても受診できま す 台風被災者へ厚労省告知

「台風19号で被災された皆様の医療機関等での窓口での支払いは不要です」—厚生労働省ホームページに大きく告知されています。「罹災(りさい)証明書の提示は必要なく、窓口での口頭申告で構いません」と強調されています。対象となるのは、「住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした」場合などです。「被災された方が…医療機関等の窓口で…該当する旨を申告すれば、窓口での支払いは不要です」としています。

被災にともなう保険証の紛失の際は

氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、加入している医療保険者が分かる情報(職場や住所)を窓口で伝えましょう。

国民健康保険証の再発行

長野市の国民健康保険証の再発行は、国民健康保険課もしくは支所(豊野、長沼を除く)で再発行可能とのことです。本人確認(運転免許証等)できるものをお持ちください。

住宅被害 被災者支援 制度をいかそう

災害により住宅に損傷が出た場合、被災者生活再建支援制度と災害救助法にもとづく応急修理があります。

被災者生活再建支援制度

住宅の被害の程度に応じて、最大300万円の被災者生活再建支援金が支給されます。(下図 しんぶん赤旗より)

制度の対象となる自然災害										
10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等										
制度の対象となる被災世帯										
上記の自然災害により										
①住宅が「全壊」した世帯										
②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯										
③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯										
④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)										
支援金の支給額										
支給額は、以下の二つの支援金の合計額となる (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)										
①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)										
<table border="1"> <tr><th>住宅の被害程度</th><th>全壊 (上記①に該当)</th><th>解体 (上記②に該当)</th><th>長期避難 (上記③に該当)</th><th>大規模半壊 (上記④に該当)</th></tr> <tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> </table>	住宅の被害程度	全壊 (上記①に該当)	解体 (上記②に該当)	長期避難 (上記③に該当)	大規模半壊 (上記④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (上記①に該当)	解体 (上記②に該当)	長期避難 (上記③に該当)	大規模半壊 (上記④に該当)						
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円						
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)										
<table border="1"> <tr><th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借(公営住宅以外)</th></tr> <tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr> </table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)							
支給額	200万円	100万円	50万円							
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円										

申請に必要な書面は、申請書、住民票、罹災(りさい)証明書、預金通帳の写し、契約書などです。

□災害救助法修理制度

住宅が「半壊」し、自ら修理する資力がない世帯にたいして、住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する制度です。被災者が依頼した工事業者（自治体の指定業者）が市町村に見積書を提出し、市町村が業者に工事を依頼、工事完了後に業者に市町村から工事費用を支払います。最大 59 万 5000 円分の現物支給になります。

※見積書の提出がないと対象外となります。また発災後 1 か月以内に工事が完了することと定められています。制度の改善が必要です。

りさい 罹災証明の申請にあたって 留意すること

罹災（りさい）証明書は、災害で被災した住宅や物置などの「被害の程度」を市町村長が証明するものです。「被害の程度」には、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」などがあります。

- ① 被災者による市町村への申請
- ② 市町村による被害状況の調査
- ③ 罹災証明書の発行
- ④ 各種被災者支援措置

…の流れになります。

被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分など、ほとんどの支援制度が罹災証明書の提出を義務づけています。

なお 10 月 1 日の武田良介参院議員（共産）への国会答弁は、屋根や天井などの損傷面積を過小評価しないこと、また下図の別表（しんぶん赤旗より）のような損傷が一つでもあれば、半壊以上の認定にあたりとされています。

別表	
部位	損傷
屋根	れんが以外の瓦もズレが著しい
	金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷がみられる
	屋上仕上面に破断、不陸（波打つ）、亀裂、剥落がみられる
	飛来物による突き刺さり、貫通痕がある
外壁	仕上材が脱落している
	くぎの浮き上がり、ボードの破損、脱落がみられる
	飛来物による突き刺さり、貫通痕がある
建具	ガラスが破損している
	ドアが破損している

上記のような被害の状況を写真に残しておくことが重要です。

長野市の罹災証明書の申請は市役所・支所（豊野・長沼を除く）で行えます。また委任状により代理人が行うこともできます。それから、罹災証明の認定結果に納得がいかない場合は証明書交付後でも再調査を依頼できます。